

猪苗代町外国人誘客支援金交付事業の概要

福島県猪苗代町では、東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故並びにその風評により甚大な被害を受けた本町観光の復興及び観光誘客を図ることを目的に、支援事業を実施いたします。

ぜひ、外国人を対象とした商品造成などにこの支援制度をご活用ください。

【主な内容】

1 趣旨

町内の宿泊施設にて、外国人の宿泊を伴う旅行商品を販売する旅行業者に対し、予算の範囲内で支援金を交付します。

2 交付対象者

観光庁又は都道府県より旅行業の登録を受けた事業者、ランドオペレーターで本事業に参加申込みをした者。

3 支援金の額

支援額は、外国人10名以上の団体送客の有料宿泊実績に対して次のとおりです。

(1) 外国人1名1泊 1,000円

(2) 旅行会社に対する取扱手数料 20,000円

※(2)は1月に複数団体を取扱した場合でも20,000円が上限となります

4 対象となる宿泊期間

第1期 5月27日(月)宿泊から7月31日(水)宿泊分まで

第2期 9月1日(日)宿泊から9月30日(月)宿泊分まで

第3期 11月1日(金)宿泊から12月20日(金)宿泊分まで

第4期 令和7年1月6日(月)宿泊から3月16日(日)宿泊分まで

5 その他

○他の支援金(教育旅行支援事業、観光誘客支援事業)との併用はできません。

○町内居住者は対象外です。